

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S2019057 SK18266

③施設の情報

名称：	讃岐学園	種別	児童養護施設
代表者氏名：	藤井 敏孝	定員（利用人数）：	65名（暫定58名）
所在地：	高松市前田東町569-2		
TEL：	087-847-5171	ホームページ：	http://www.kouzenkai.jp/sanukigakuen/school/
【施設の概要】			
開設年月日 昭和27年5月10日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 弘善会			
職員数	常勤職員：	32名	非常勤職員 7名
専門職員	（専門職の名称）	名	
	児童指導員	10名	保育士 10名
	心理士	1名	栄養士 1名
	調理員	4名	
施設・設備の概要	居室形態及び居室数 小規模グループケア施設（4ユニット）23室 寮舎（大舎）13室 小規模グループケア施設（別棟）6室（休止中）		
	（設備等）設備の概要 食堂、厨房、娯楽室、医務室、心理療法室、相談室、地域交流室、ダイニング・キッチン・リビング、バスルーム、便所、洗面所 談話室、グリーンホーム（自立援助施設）、小規模グループケア施設、倉庫、運動場、遊具（ブランコ、すべり台、鉄棒、砂場など）		

④理念・基本方針

- 1、理念 濟世利人（さいせいりにん）
世の中を救い、人々に利益を施すこと、これが弘法大師の願いであり活動です。
- 2、基本方針
平和な日々を子どもと家族が幸せに暮らせるために
 - 子どもの権利を守ります
 - 安全で安心な生活を保障します
 - 職員は子どもとともに育ちあいます
 - 職員は専門的な知識と力をつけます
 - 家族とともに子育てします
 - 地域の一員としてともに歩みます

⑤施設の特徴的な取り組み

お花見(4月)、一日園長(6月)、幼児地域交流会(6月、10月、12月)、学園まつり(11月)、クリスマス会(12月)、卒園式(3月)

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	令和元年8月16日
評価実施期間(イ)評価結果確定日	令和2年2月28日
受審回数	3回
前回の受審時期	平成28年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

①中・長期計画では、施設が大舎のままの場合の職員の配置状況、収支状況見込み、積立金の状況を試算した。平成23年7月、国が「社会的養護の課題と将来像」について、施設の定員設定計画の小規模化(ユニット化)への変更方針を示したため、施設の大舎小規模化を実施した場合の各試算を行い検討した上で、大舎小規模化の大改修工事を実施した。施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財政等を踏まえ分析を行い、国の動向や将来の見通しを立て、人員配置、職員の働きやすい環境整備等に具体的に取組んでいる。

②前回の第三者評価以降、子どもの権利と最善の利益の実現に向けて取り組んできた。安心安全マニュアル「安全で安心な生活を送るために」を職員間で確認し合ったり、子どもとともに「権利ノート」の読み合わせを行ったりすることで権利擁護の意識向上に努めている。また、FE(Free Enjoy)会の運営を子どもに任せることで、子どもの主体性の向上を図っている。この姿勢は日常の養育や支援の場面にも反映されており、生活のルールの変更やトラブルの解決などについて、子どもたち自身が話し合える機会を設けている。小規模化により、子ども一人ひとりとかかわる時間が増えたことで、心理的距離が縮まり、家庭に近い環境の中で常に話し合いながら柔軟に養育・支援できるしくみが整っている。

◇改善が求められる点

①評価結果と課題は、自己評価表に記載して、職員会やミーティングで共有している。改善策や改善計画は、職員会で協議し周知し共有し、改善が可能なものから順次取り組んでいる。今後は、改善策や改善の実施状況の評価を実施し、必要に応じて改善計画の見直しも行って頂きたい。

②社会生活の基盤形成のため、発達段階に応じた基本的な生活技術の習得と、お互いが気持ちよく共同生活できるような配慮や社会的スキルを身に着けることは重要である。中でもこれからの情報化社会においては、インターネットやSNSに関する正しい知識とスキルの習得が不可欠で、この領域の専門家を招いたり、専門機関と連携しながら、将来、子どもが社会生活を営む上で必要な情報リテラシーの向上に取り組まれることを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価機関の第三者の目を見ていただいたことで、より施設の現状が把握され、良い点と改善点を明確にすることができ、客観的な視点をもって施設を見ることができました。

今回の評価で改善を求められている項目については、今後、施設の職員全体で問題意識を共有しながらそれらに取り組むことで、子ども達の最善の利益の追求を図ってまいります。

自己評価結果表（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果	コメント
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	弘法大師の教えである濟世利人一世の中を救い人々に利益を施すこと一を理念として、平和な日々を子どもと家族が幸せに暮らせるために6つの基本方針を掲げて運営している。理念や基本方針は、玄関、応接室、各居住棟の廊下に掲示している。職員には、4月の職員会で事業計画書を配付して説明している。職員は、表側に理念や基本方針を記した、裏側に子どもとの関わりを振り返ってみよう9項目を示したカードを携帯して各会議で確認している。子どもや保護者には、入所時に「保護者の皆様へのお知らせお願い」の資料を配付して説明している。毎月の自治会FE（フリーエンジョイ）会では、子どもの権利ノートと理念や基本方針を読み上げている。学園の現状報告の家庭通信文では、理念や基本方針を掲載して配付している。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	コメント
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	2016（平成28）年児童福祉法改正で子どもが権利の主体であること。2017（平成29）年8月新しい社会的養育ビジョンで家庭養育優先が位置付けられた。当法人は2017年（平成29年）5月の理事会・評議員会で、子どもの個別のニーズに柔軟に対応する施設のユニット化を決議して、2018（平成30）年大規模改修を行い4ユニットが誕生した。施設長は、社会福祉事業全体の動向、地域の各種福祉計画を把握し、分析し、ショートステイ、一時保護委託を積極的に行ったり、将来の経営状況をシュミレーションして職員と共有して施設経営している。
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	施設長は、経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、理事会・評議員会で経営状況や改善すべき課題を明確化して、大舎内小規模化を計画して、大規模改修を実現した。経営状況や改善すべき課題については、普段から職員に説明、周知して共有したり、話し合いも行って、経営課題の解決・改善に向けた取組を行っている。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	前回の本事業の改善項目であった中・長期計画について、国の方針を基に財源・収支計画も策定されて、当初の中・長期計画の地域小規模化を変更して、既に施設の大舎小規模化の大改修工事を実施したところである。中・長期計画には、香川県の養護が必要な児童数の推移、2017年度県内の児童養護施設の入所率、養護が必要な児童の見込み、養護可能児童数、2029年度末までの児童養護の見込み、今後の施設整備、2024年までの職員の配置状況、同収支見込み状況、平成27年3月香川県社会的養護推進計画、小規模化（ユニット化）についてなどが詳細に検討・分析されている。今後の中・長期計画については、現在、令和元年度中に香川県社会的養育推進計画が策定されるので、その計画との整合性を図るために香川県と協議・検討中である。平成30年度は国が地域共生社会を推進しており、職員を研修に派遣して地域貢献に取り組んでいる。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	策定された中・長期計画は、単年度の事業計画に実行可能な内容として反映されている。その内容は、養育・支援の目標、職員の行動指針、行事計画、職員の配置状況、職員研修計画、家庭支援専門相談員実施計画、心理療法実施計画、個別対応実施計画、里親支援専門相談員実施計画などが策定されている。単年度の具体的な成果は、研修成果や各ユニット、フロアで取組み状況を評価している。
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画の養育・支援、職員の行動指針、子どもの生活目標は、ユニット毎のグループリーダーが各職員の意見や子どもの意見を聞いた上で主任会に出席して策定している。主任会は、月1回の職員会、ケース会議の日に開催している。養育・支援は、4月に目標を立案して、半期の振り返りを10月に各グループで行っている。事業計画は、理事会・評議員会に報告されて、評価を受けて、次年度に活かしている。その内容は、職員に回覧して周知した上で、職員会で検討している。事業計画は、4月の職員会で職員に配付して説明して周知している。
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画の運営方針は、保護者に文書を配付して周知し、掲示板にも掲示している。平成30年度は、大舎小規模化の大改修工事の進捗状況を保護者には文書で周知し、子どもには自治会FE会で説明した。ここで言う事業計画の主な内容は、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項を挙げています。今後は、事業計画の主な内容を子どもや保護者に周知して、理解して下さるよう努めて頂きたい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果	コメント
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a ユニットグループ毎に支援目標を立案して実施している。半期毎に自立支援計画や各々の子ども毎の支援の手引を見直して、施設全体で共有している。月1回のユニットグループ毎のミーティングやケース会議で養育・支援の検討を行っている。年1回職員全員で評価基準のチェックを行い自己評価している。定期的に第三者評価も受審している。評価結果の検討は、職員会、主任会、ユニット毎のミーティングなどで行っている。ユニット間の情報を共有するために、互いのユニットリーダーが他のユニットのミーティングに加わっている。平成31年度の職場内研修では、グループリーダーを中心とし、職員チームで毎月の話し合い、自己研修、全体研修や外部講師からのスーパーバイズ等を通して、職員個々のスキルアップと職員間のチームワークを図り、研修を重ねて行くことで日々の子どものかかわりを良りよいものにしていこうとしている。平成31年度は3グループでテーマ別研修等の取組みを行う。平成30年度は、発達障がいをかかえる子どもたちへのかかわり、子どもの育ちをつなげる支援を年間テーマで取り組んだ。

	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<p>評価結果と課題は、自己評価表に記載して、職員会やユニットグループ毎のミーティングを通じて、職員間で共有している。改善策や改善計画は、職員会で協議して周知して共有し、改善が可能なものから順次取り組んでいる。例えば、感染症を職員で再度勉強すること、ヒヤリハットをこれからもより見て行くこと、「安全で安心な生活を送るために」（「被措置児童等虐待対応ガイドライン」「児童福祉法の一部を改正する法律」を受けて、職員が構成する「安心安全生活委員会」を設置し、「児童養護施設讃岐学園における虐待事案対応マニュアル」をもとに制定）は職員全員で更新した。平成31年度は、施設が地域社会において多様な役割を求められており、入所児童の養育・支援はもとより、地域における子育て家庭への支援や子どもたちの健全育成に貢献できるよう努めることにしている。今後は、改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しも行って頂きたい。</p>
--	---	---	---	--

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>施設長の役割と責任を含む職務分掌は、法人の管理規程第5条にある。施設長に事故ある時は、事務長に。事務長に事故ある時はスーパーユニットリーダー（寮長）に職務代行する規程がある。平成30年度の大舎小規模化の大改修工事の竣工は、施設長がリーダーシップを発揮し、施設を取り巻く環境一国の新しい社会的養護ビジョン、地域の福祉ニーズ等一と経営状況を的確に把握・分析した結果導き出されたものである。ここに至るまでには、施設の経営・管理に関する方針の明確化と具体的な取組を理事会・評議員会に図り、職員会で説明・周知すると共に、保護者や子どもには文書や自治会FE会で説明・周知してきた。また、工事の進捗状況も職員、保護者、子どもに周知・説明を行った結果、9ヶ月に亘る大改修工事が結実した。</p>
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>施設長は、福祉分野のみならず環境への配慮等も含む幅広い分野について、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引業者、行政関係者等）との適切な関係を保持している。法令遵守の観点での経営に関する研修を含む県内外の研修に積極的に参加して、職員会等で報告している。平成30年度は、子どもとの信頼関係をより一層深め、権利擁護意識を醸成するため、毎月の職員会議の冒頭に「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を読み合わせ、子どもの自治会FE会を定期的に行うなど、子どもの権利擁護と職員の意識向上に努めた。虐待防止については、全国児童養護施設協議会からも研修の要請があり、全職員に行っている。香川県では、子ども女性相談センターや児童相談所と施設との連絡会があり、平成27年には施設長が、施設内虐待防止の講義をした。</p>

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	施設長は、養育・支援の質の現状について、職員からの報告書、支援経過記録、ケース会記録などで把握し、評価・分析を行っている。施設長は、養育・支援の質の改善のための具体的な取組として、ユニット毎のミーティング、グループリーダー会、ケース会、研修会、職員会を設置し開催している。施設長は、職員会に参加したり、各種会議には必要に応じて参加して指導している。施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組として、年1回の職員の自己申告書で意見を書いてもらったり、職員室に職員用の意見箱があり、職員会で取り上げて欲しい課題などを受付けて、職員の意見を採用している。施設長は、職員に対して、積極的に研修への参加を促したり、自己研鑽する職員への補助制度も設けている。施設長は、全国児童養護施設協議会、四国ブロック、香川県、高松市などの研修会に積極的に参加して職員会で報告したり、情報誌などから知識を得て、養育・支援の質の向上に役立っている。
	②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	中・長期計画では、2016年度から2024年度までの各年度に於いて、施設が大舎のままであった場合の職員の配置状況、収支状況見込み、積立金の状況を試算した。2011年7月国が「社会的養護の課題と将来像」をまとめたのを受けて、香川県社会的養護推進計画が策定され、施設の定員設定計画は、小規模化（ユニット化）による変更となった。そして、上記の同各年度に於いて、施設の大舎小規模化を実施した場合の各試算を行い検討して、大舎小規模化の大改修工事を決定して実施した。このように施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財政等を踏まえ分析を行い、法人の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等に具体的に取組んでいる。育児休暇は1年、宿直を外し早出を優先的に取ってもらっている。施設長は、研修後に職員会で報告している。施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、ユニット毎のミーティング、グループリーダー会、ケース会、研修会、職員会を設置し開催している。各種会議には、必要に応じて参加して指導している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果	コメント
①		14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
a	必要な福祉人材は、有資格者や経験者など考慮して採用している。法人の職員定着プログラムがあり、採用3ヶ月後に法人の職員が面接している。新人職員には、勤務の合間に出来るだけ各種研修に参加してもらっている。中・長期計画では、各年度の職員の配置状況を試算しているし、専門職は、配置基準に基づいて配置している。新人職員の育成は、グループリーダーが行い、年齢が近い先輩職員とペアを組んで仕事をしている。これは、ペアを組んだ先輩職員の育ちにもなっている。人材の確保は、学校訪問、職場説明会、職場見学、施設実習生の受入れなどを通じて積極的に行っている。基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員の職員を配置して、平成31年度の事業計画書に各々の業務の内容、実施計画を明示して取組んでいる。平成30年度の事業報告書には、上記専門職の実施報告が掲載されている。	

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	<p>「期待する職員像等」は、就業規則で規程されて、事業計画書に「職員の「行動指針」として明示されている。人事基準は、就業規則並びに給与規定に明記しているし、各職員室に規程集があり確認出来る。資格取得に基づく昇給などがある。同じ法人内の施設で、有給休暇取得率、時間外労働等を比較検討している。年末に職員から自己申告書を提出してもらい、職員定着プログラムを実施している。その中で出て来た意見を検討して改善に結びつけている。今後は、一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する仕組みを整えたり、職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行って頂きたい。</p>
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	<p>管理規程で、施設長が施設の統括責任者である。事務長が、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。職員の心身の健康については、職員健康診断、インフルエンザ予防接種、生活習慣病予防検診の受診を行い補助もしている。また、各グループのリーダー等の直属の上司が心理面のフォローをしている。新人職員は、法人の職員定着プログラムで、採用3ヶ月、6ヶ月、1年目に個別面接を受けている。新人職員以外で希望すれば面接が受けられる。年末には、職員が自己申告書に意見や要望を書いて提出してもらっている。職員の相談窓口は、寮長が行っている。職員の意見や要望を聞くために、職員室に職員用の意見箱を置いている。職員の福利厚生は、高松市福祉共済の利用、職員旅行、職員親睦会への補助、住居手当の支給、健康診断・生活習慣病の受診費用の助成をしている。ワーク・ライフ・バランスについては、月間勤務表で、超過勤務の削減、年休取得、公休希望、産休、育児休暇後の勤務を配慮して調整している。人員体制は、パート職員も配置して、人員確保と労務負担の軽減を図り、施設職員の最低基準を満たし、必要定員以上の職員を配置している。人材を確保するために、ボランティアや施設実習生を積極的に受け入れている。働きやすい職場づくりとしては、各グループに指導的なリーダーを配置して相談に乗れるようにしている。今後、ワーク・ライフ・バランスに於いて、「グループによっては、事務作業をする時間が確保されていない」と職員が感じており、再興されとのこと。この取組に期待したい。</p>
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	<p>平成31年度の事業計画書に職員の行動指針「一人ひとりを大切にしたい」と掲げ、職員には、職員別研修履歴で研修に積極的に参加している。年末には、施設長に一年間の自己申告書を提出して評価を受け、必要に応じて面接を受けることが出来る。今後は、職員の個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されて、中間面接を行う等適切に進捗状況の確認が行われて、設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行う等、目標達成度の確認を行って頂きたい。</p>

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	<p>基本方針で、平和な日々を子ども家族が幸せに暮らせるために6項目、平成31年度の事業計画書に職員の行動指針を明示している。職員は、子どもとの関わりを振り返ってみよう9項目の携帯版を所持して意識している。研修は、事業計画書で明示して、実施されて、見直しも行っている。主任以上の職員が、職員の研修を計画している。処遇改善加算の研修に参加する。</p> <p>今後は、現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示して、策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施され、定期的に計画の評価と見直し、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行って頂きたい。</p>
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b	<p>専門資格は自己申告書に記載している。経験年数の長い職員がOJTを行っている。平成31年度の事業計画書では、施設内の研修として、3つのテーマ別研修（講師を招聘して全員参加：発達障害児への対応について、子どもの育ちにつなげる支援について、地域の養育拠点としての児童養護施設について）、より家庭的な環境の中での養育・支援の職場会議、外部講師の招聘による処遇困難児の処遇についての指導・助言、年間12回心理士によるスーパービジョンについての研修を実施する。施設外の研修として、全国、全社協、四国ブロック、西日本、香川県、高松市の各種研修に参加する。職場内のスーパービジョン体制は、寮長や基幹的職員が担っている。職員アンケートで職員に、来年度学びたいことは何ですかと尋ねている。</p> <p>今後は、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われるようにして頂きたい。</p>
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	<p>実習マニュアルで、実習生の研修・育成に関する基本姿勢を明文化して、専門職の研修・育成が整備されている。相談援助、保育士の職種の実習プログラムがある。実習生には、実習前のオリエンテーションや実習期間中に実習校の指導巡回で継続的な連携を維持している。現在、実習指導担当者が1名なので、今後増やしたい。平成30年度の事業報告書によると、実習生受け入れ状況は、教員免許特例法による介護等体験事業十指における実習、保育実習、相談援助実習、中堅教諭等資質向上研修における社会体験研修、発達臨床実践研究のインターンシップ実施であった。</p> <p>今後は、実習指導担当者に対する研修も実施して頂きたい。</p>

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人の理念や基本方針は、ホームページで公開し、年2回5月、10月発行の広報誌400部数には、事業活動計算書、貸借対照表、権利擁護と苦情への取り組みコーナーに、相談・苦情の内容、対策と結果、件数を公開している。広報誌は、地域の幼稚園、小・中学校、高校、行政、民生委員、コミュニティセンター、公的機関、寄付者に配付している。今後、広報誌は年4回発行したい。これまで受審した福祉サービス第三者評価の結果も公開されている。今後は、事業計画、事業報告についても適切に公開して、運営の透明性をより一層確保して頂きたい。
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルールは、法人の経理規定に定められて、職員に周知されている。また、施設（法人）における事務、経理、取引等について、法人の監査を行っている。今後は、施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施したり、外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施して頂きたい。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	コメント
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域との関わり方について、基本的な姿勢は、基本方針や平成31年度の事業計画書に文書化している。子どもが、職員と一緒に地域の行事に参加している。毎月25日朝7時30分から8時までは、登校指導も含めて、施設長や職員が小学校の校門の前に立ちおはようと言ってあいさつ運動をしている。職員は、学校の活動や地域の自治会、おやじの会に参加している。子どもの買物は地域の社会資源を利用している。学校の友人が施設へ遊びに来やすいように、施設のグラウンドを開放したり、施設開行事に案内をして交流している。
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受入れに関する基本姿勢は、平成31年度の事業計画書に、学習ボランティア、保育ボランティア、清掃ボランティア、学園ファームボランティアを明記している。ボランティア受け入れについては、マニュアルを作成して、登録手続きは、受付票を個人情報としてファイルし、事前説明は事務長が行っている。今後は、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んだり、ボランティアに対して、子どもとの交流を図る視点等で必要な研修や支援を行って頂きたい。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源のリストを作成して、各グループに配付して、共有している。事務所の電話の横に、児童相談所、学校、病院、夜間救急連絡、法人等の番号を明記して吊るしている。パソコン内には、共有ホルダーで、保育所、幼稚園、小学校、中学校、養護学校、香川大学、短期大学、行政、病院、地域（駐在所、消防署、コミュニティセンター）等を表示している。学校、児童相談所、市町の子育て支援課と連絡会を行っている。子どもが退所する時には、要保護児童対策地域連絡会を開催したり、保護者が社会復帰した場合のケース会議は、児童相談所が主催して、民生委員、警察、学校、施設等が参加する。地域の健全育成会では、夏休みの夜間の見回り（防犯）を相談している。PTA親の会では、バザーで何をするか決めたり、施設がどんなことをしているのか知ってもらうためにコミュニティ宿泊の手伝いをしている。香川大学の教師や民生委員等が組織している青少年育成支援コーディネーターの会に参加して、情報交換を行って連携している。
---	---	---	--

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	11月2日第一土曜日は、さめき学園まつりを開催して、地域住民にステージの設営やバザーの協力をしてもらっている。年間20件位児童育成相談を受けており、児童相談所に相談内容を繋げることもしている。今後は、施設（法人）が実施する運営委員会の開催、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めて頂きたい。
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	職員研修のグループのひとつである地域の養育拠点としての児童養護施設の活動として、職員が地域の子どもと遊んでいる間に、子育てに困っていませんかと親に質問して、10件相談を受けた。平成30年度には、地元の前田地区の子育て世帯を対象に、絵本の読み聞かせを試行的に実施した。地域の名所・旧跡を巡るコミュニティーのウォークラリー行事・文化祭、防災訓練に参加している。施設で災害用備蓄品を確保しており、被災時支援は可能である。但し、施設の立地上、施設が避難所としては難しい所である。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	コメント
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示している。法人の理念や基本方針は、カードにして、各職員が携帯している。職員会で、全国児童養護施設協議会の倫理綱領を読み合わせたり、子どもとのかかわりを振り返ってみよう9項目を確認している。子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢は、自立支援計画や子どもの支援手引きに反映されている。月1回のミーティングで子どもとのかかわりを振り返ってみよう9項目の読み合わせをして、話し合っている。全国児童養護施設協議会の人権擁護チェックリスト47問を施設長に提出し、施設長は職員会で総評している。今後は、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図って頂きたい。
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b	「笑顔で楽しい生活を送るために・・・讃岐学園で生活するあなたに、知っておいてほしいこと。」には、暴力を許さない。讃岐学園での生活のようす。お家の人との交流の決まりを規定していて、子どものプライバシー保護は、「あなたの部屋に、同じ部屋のお友達以外は入りません。あなたも、他の部屋に入りません。」とある。権利ノートは、子どもの自治会F E会で読んでいる。写真撮影については、入所時に児童相談所と確認したり、保護者の了解を必要としている。設備面では、今回の大改修工事に於いて、男女別の生活空間や生活の動線の確保、並びに個室化が図られた。今後は、子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されるようにして頂きたい。
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a	讃岐学園のパンフレットには、施設のご案内として、共有スペース、小規模グループケア施設、寮舎、園生活主な年間行事・月間行事、小学生の一日の過ごし方、讃岐学園の紹介で弘法大師「濟世利人」の教えを記載、讃岐学園歌、法人の沿革、建物配置図、讃岐学園の位置図が豊富な写真、時計図などで紹介されている。入所予定者には、子どもハウス（一時保護所）で、個別に説明している。見学希望者への対応も行っている。子どもや保護者に対する情報提供については、毎年、追加・見直し更新して、春に全職員に周知して押印している。讃岐学園のパンフレットに、基本方針が盛り込まれることを望みます。
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	施設の約束事文書は、各々の利用者に応じて振り仮名、平仮名を用いて分かり易い対応をしている。入所時には、児童相談所のケースワーカーが、本人、保護者に付き添ってくれている。施設側は、寮長とグループリーダー2名以上でお話を聞いている。養育・支援の内容に関する説明を行い、子どもや保護者の同意を得て、文書で取り交わしている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a	養育・支援の内容の変更については、ケース会議で職員の情報共有を行っている。他の施設や地域・家庭への移行の場合には、要保護児童対策地域協議会でケース会議をして引き継いでいる。平成31年度の事業計画書では、施設退所後は、家庭支援専門相談員が、定期的な家庭訪問や電話連絡による定着状況の確認と必要に応じて保護者相談を実施する。この支援の内容は、「家庭引き取りにあたって保護者の皆様」で説明して、連絡先を明記したカードを手渡している。
---	--	---	---

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者には、年3回正月、春休み、夏休みにアンケート（あなたの声を聞かせて下さい）を行って、寮長がその対応をしている。子どもには、今回の大改修工事後の3ヶ月後、半年後に行った。子どものアンケートは、カラー印刷で、食事、生活、職員、子ども同士などの項目について、満足・まあまあよい・ふつう・あまりよくない・不満を顔絵で表現して回答し易くして、自由記載欄も設けている。アンケート結果後は、各グループ内で話し合っている。気になる子どもについては、グループ長がお話を聞いている。アンケート結果から、夜景を見たいやリフレッシュさせて欲しい意見には、職員と一緒に普段出来ない遠回りして帰ることをした。また、日々子どもの愚痴を聞くことが多いので、各種レクリエーションの展開に結び付けて行くこともある。職員が子どもの自治会F E会に参加して意見を聞いている。食については、給食委員会が、子どもの意見を集約して対応している。年1回は、児童相談所の担当のケースワーカーが聞き取りを実施したり、話し合いの場を設けている。
---	-------------------------------------	---	--

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決について施設では、法人苦情処理要綱に基づき、苦情処理細則で対応している。いつでも、どこでも気軽に相談ができるよう、幼・小・中学校教諭を苦情解決第三者委員に委嘱して、意見箱を寮、ユニット玄関、各ユニット相談室等に設置するとともに、子ども女性相談センターなどの連絡先を掲示し、相談機関を周知している。また、苦情が発せられた場合には、どのような経緯になっていくかが分かる図も一緒に掲示されている。これらの資料は、子どもや保護者に配付して説明もしている。年2回保護者にアンケートを実施している。定期的に苦情箱を開けて、苦情に対応した内容は記録にまとめて保管している。苦情については、グループ全体で話し合っている。子どもの自治会F E会で解決の報告をしてくる。苦情内容と解決結果は、年1回広報誌で公表している。苦情内容から、治療・支援の質の向上に関わる取組としては、児童相談所の助言を得ている。今後の課題として、治療・支援の内容は、グループリーダーが職員に、子どもの発達過程に応じた支援内容や子どもの特性もあるのでアドバイスを行っているけれども、対応に温度差があるので解消したいと考えている。
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a	苦情の用紙には、相談方法と相談を選ぶ欄を設けて、意見を述べやすい環境にしている。事務所玄関に意見箱を設置して、意見箱に入れた苦情の解決までの流れも掲示している。相談をしやすい、意見を述べやすい場所を設置している。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	各フロアに意見箱を設置して、週2回箱を開けて、意見への対応を行っている。意見箱の横には、意見箱に入れた苦情の解決までの流れを示した図を掲示して分かりやすくして説明している。意見の解決に時間がかかる場合には、子どもに経過報告や今後の取組の説明をしている。意見に基づいて、養育・支援の質の向上が図れるように各種会議で検討したり、周知している。マニュアルの見直しは、年度初めに行っている。
---	------------------------------------	---	---

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<p>事故発生時の対応は、安心安全マニュアルを整備して、施設長が指揮命令を発している。同様に夜間等緊急事態対応マニュアルがあり、施設長が指揮命令を発している。月2回の全職員会議やケース会議で、ヒヤリハットの報告をして、改善策を検討している。また、ミーティングでも改善策や再発防止策を検討して実施している。具体的には、子ども同士で掻きむしることがあるので、普段から指の爪は綺麗に抓むことをしている。職員研修では、虐待防止の研修やAEDの取り扱いの研修等を行っている。年度毎に、安心安全マニュアル、子どもの支援手引、ヒヤリハット集の見直しを行っている。</p> <p>今後は、リスクマネジメントに関する責任者の明確化、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備したり、職員に対して、安全確保・事故防止に研修を行ったり、更に事故防止策等の安全確保等の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行って頂きたい。</p>
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<p>感染予防マニュアル（発生時の報告方法、各感染症の対応方法も規定）を整備して、夏、冬、インフルエンザの時期に職員に周知している。感染症については、各種会議を通じて勉強をしている。感染症の予防策として、手洗い、うがい、消毒、予防接種を行っている。感染症が発生した場合には、医師の指導に基づいて、通院や隔離等の対応をしている。</p>
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	<p>災害マニュアル、火災対応マニュアル、震災対応マニュアル、夜間避難誘導マニュアル、土砂災害避難対応マニュアルを整備している。土砂災害警戒区域に、事務所、小規模施設以外が入っている。土砂災害避難対応マニュアルは、高松市へ提出して、年1回避難訓練をしている。施設内避難の場合は、夕食時に避難の有無を検討して、就寝前までに避難を終える。女子の場合、同じ法人の特別養護老人ホーム弘恩園に2回避難訓練して宿泊もしている。6月には、地域の避難訓練に参加している。防火設備点検会社の協力で、年1回消火訓練を行っている。消防署への通報訓練は、年1回行っている。災害時の対応は、職員会議で話し合っている。備蓄品（食糧、飲料水、日用品など）リストを作成して、備蓄品を確保している。</p> <p>今後は、子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されたり、防災計画等を整備して、地元の行政をはじめ、関係する所と連携するなど、体制をもって訓練を実施して頂きたい。</p>

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	コメント
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a	標準的な実施方法は、年度初めにグループ内で読み合わせをして統一している。月1回のグループミーティングで標準的な実施方法を確認して対応している。小学生・中学生、男女別の対応の内容が、ユニットの業務マニュアルであり、それが全体の業務マニュアルに繋がっている。各年度の事業計画は、望ましい全体像として施設全体の方向付けをして、具体的にはユニットの業務マニュアルで対応している。また個々の自立支援計画との整合性を図っている。事業計画書は年1回見直している。標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みとして、自立支援計画を立案して、評価見直しを行っている。
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	各年度の事業計画は年1回、自立支援計画や子どもの支援手引きは半年に1回見直しの方法や時期を定めて実施している。自立支援計画の目標を基本にして、職員のかかわりや個々の目標を毎月設定して、それを育成記録に記録している。毎月のミーティングで、子どもとのかかわり合い方を話し合っ共通の理解としている。標準的な実施方法の検証・見直しにあたっては、職員では毎月のミーティング、子どもでは自治会EF会で話をしている。児童相談所からは、担当ワーカーが、年1回子どもの聞き取りに来てくれている。
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	自立支援マニュアルを整備している。自立支援計画の策定責任者は、基幹的職員が担当している。アセスメント手法が確立して、年度初めに子どものニーズを聞いて、自立支援計画を策定している。毎月のグループミーティングで一構成メンバー：ユニットリーダー、グループリーダー、寮長、心理療法担当職員、看護師、各専門相談員—で計画の振り返りを行い、半期毎に計画の見直しをしている。月1回のケース会議には、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、看護師、全職員が参加して協議している。自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズや療養・支援の内容が明示されている。支援困難ケースへの対応については、外部講師招聘による研修会を開催したり、児童相談所や心理士のスーパーバイザーの助言・指導を受けている。
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a	自立支援計画通りに療育・支援が行われたかどうかを確認する仕組みとしては、日々の記録、育成記録、半期毎に計画を見直した記録、毎月のグループミーティング、自立支援計画評価票で確認している。自立支援マニュアルによって、自立支援計画の見直しの時期、検討会議の参加職員、子どもの同意を得るための手順を定めている。見直しによって変更した自立支援計画の周知手順は、自立支援マニュアルに定められている。緊急時の変更マニュアルを整備して、緊急に変更する場合の仕組みを整備している。自立支援計画の評価・見直しは、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	子どもの身体状況や生活状況等は、パソコンの施設支援システムで管理して、育成記録、自立支援項目で記録している。自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されているかどうかの確認は、日々の育成記録で行っている。記録内容や書き方については、職員によって差異が生じないように、マニュアル化されており、主任が指導している。施設における情報の周知が明確にされて、情報の分別や必要な情報が的確に共有できるようにしている。業務日誌や打ち合わせ会簿を閲覧して確認すれば、各職員が押印している。毎日の引き継ぎ、職員会議、グループミーティング等の会議の記録は、パソコン内の共有ホルダーで情報共有している。
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報に関する規程で、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めている。記録の管理責任者は、施設長である。職員は、個人情報保護規程により、法の内容を理解して遵守している。個人情報の取り扱いについては、施設入所時に、子どもには権利ノートを用いて、保護者には個人情報の開示の確認（写真撮影など）を行っている。今後は、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されたり、記録に管理について、個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われるようにして頂きたい。

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果	コメント
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	前回の第三者評価以降、改善に取り組んできた。安心安全マニュアル「安全で安心な生活を送るために」を作成し、職員間で確認し合うことで、権利擁護に努めている。子どもとともに「権利ノート」の読み合わせを行うなどの方法で、権利擁護の取組みを周知するとともに、FE会の運営を子どもに任せ、子ども同士が施設内での問題やトラブルについて話し合ったり、社会のルールやマナーについて学んだりする機会を作っている。子どもの権利を守り、主体性を尊重する姿勢は高く評価できる。
(2) 権利について理解を促す取組			
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b	職員は「子どもとのかかわりを振り返ってみよう」をミーティングで読み合わせたり、虐待防止チェックシートを用いて、子どもの権利について理解を深めたりしている。FE会では、子どもの権利についてわかりやすく説明し、共に考える機会を設けるとともに、受容と共感の姿勢で、子どもの思いを受け止めることに努めている。子どもからのアイデアを取り入れ、いじめに関する図書を目につく場所に置いておいたり、けんかが起こった場合には、両者の気持ちを代弁するように努めたりしている。日々の生活の中で、一人ひとりの大切さを伝える努力を続けているが、子ども同士の人間関係のトラブルが絶えず、さらなる取組みの必要を感じている。
(3) 生き立ちを振り返る取組			
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a	子ども自身が人生をつないでいくための取組みを継続的に検討している。生き立ちを示すものとして、行事や外出時の写真をアルバムに残しているが、一人ひとり丁寧に検討し、子どもの意向を尊重している。また、出自や生き立ちについて、何をどこまでどう伝えるかは、親の意向も尊重しながら、指導相談所とケース会議を持ち検討している。
(4) 被措置児童等虐待の防止等			
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	就業規則に、子どもへの不適切な言動に関する規定が明記されている。また「安心安全マニュアル」を常に意識的に確認するとともに、全養協の人権擁護チェックリストを活用し、不適切なかかわりの防止に努めている。不適切なかかわりの防止については、FE会で子どもにもわかりやすく周知し、職員も子ども同士も含めて発生防止に取り組んでいる。
(5) 子どもの意向や主体性への配慮			
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b	個別対応実施計画に基づいて、日常生活上の子ども自身の主体的な取組みを尊重している。共同生活のためのしおりとして、「ユニットで生活するあなたに」などの冊子を作成し、ルールやマナーを伝えているが、これらは職員の視点のみで作成するのではなく、日常の会話やアンケート結果から子どもの意向を拾い上げ、反映させている。職員は子どもの気持ちに寄り添い、生活の中で主体性を引き出すよう努めているが、今後さらに複雑で多様な背景をもつ子ども一人ひとりの心に響くような取組みが期待される。
(6) 支援の継続性とアフターケア			
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a	入所前に使用していた家具や小物、文具、衣類などは、部屋に入るものであれば継続して使用できる。施設で用意する場合は、事前に好きなキャラクターや色などを聞き取り、安心して生活できるように配慮している。入所までの生活や家庭背景は児童相談所と連絡を密にし、情報は職員間で共有することで、不安の軽減を図ることができている。
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b	退所後の生活について、中学校3年生以上の子どもを対象として、アフターケア事業所に月1回の出前講座を依頼している。仕事や自立、お金等についてグループワークを行い、将来について考えたり、事業所との顔つなぎの機会にしている。組織的にきちんとした退所者との交流の場を設けることはできていないが、担当職員のグループリーダーとつながっている場合が多い。高校卒業後、奨学金とアルバイトで大学に進学した支援の例は、勉学を続けたい子どもにとっての目標となり得る。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果	コメント
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b	子ども理解の方針やその方法を示した「子どもの理解の手引き」を指針として、子どもとのかかわりを通じて気づいた感情を職員間で共有し、子どもの気持ちを受け止めるよう努めている。また、ミーティングやケース会議では、臨床心理士の見立てや児童相談所のケースワーカー、医療機関の医師等からの情報を統合して、多方向からの子ども理解と課題解決に取り組んでいる。子どもが抱える社会への不満や他者への不信感を理解するとともに、今後も根気よく、子どもの持つ潜在力を信頼し、関係の構築に取り組まれることを期待したい。
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通じてなされるよう養育・支援している。	a	子どもの生活への支援に関して、職員の裁量の範囲で柔軟に判断し支援している。食事や睡眠、学習等は家庭に近い環境で個別の対応が可能である。生活のルールは「ユニットで生活するあなたに」に示してあるが、子どもとの話し合いで変更が可能であることも周知している。小規模化により、子ども一人ひとりとかかわる時間が増えたことで、心理的距離が縮まり、子どもの言葉やしぐさから気持ちを察することが可能になり、子どもと共に日常生活を営む意識が高まっている。
③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b	子どもの生活スタイルに合わせて、登校前や帰宅時に多くの職員が配置できるように工夫している。子どもへの言葉かけや対応について、職員の引継ぎ時やミーティングの際に話し合うことで、見守りの姿勢が涵養され、子ども自身が自分の判断で行動する機会が増加している。成育歴や発達障害等により、感情のコントロールが難しい子どもであっても、子ども自身が職員から信頼され、温かく見守られていることを実感することの繰り返しが、自己肯定感を向上につながるため、職員同士が子どもの持つ力をどう理解しているかを話し合い、同じ解釈の下で、同一の方針でかかわることが重要である。
④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a	発達段階に応じた支援方針を策定している。幼児は保育プログラムを月ごとに計画し、それに沿って活動している。学習や遊び、朗読、絵本の読み聞かせなどのボランティアを受け入れている。また、本やおもちゃを揃えたり、近隣の図書館や公園を積極的に活用して、学びや遊びの場を保障している。居室以外に小学生、中学生、高校生のための学習スペースや、居間に近いスペースを設け、テレビやパソコンを使用できる環境を整えている。
⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b	社会生活の基盤形成のため、発達段階に応じて、性別を問わず、料理、選択、掃除、買い物、金銭管理等について、基本的な生活技術の習得を支援している。子ども一人ひとりの特性や課題に応じた支援を行うとともに、お互いが気持ちよく共同生活できるような配慮や社会的スキルを身に着けるよう努めている。現代的な課題として、インターネットやSNSに関する基本的知識、情報リテラシーを養うため、専門家を招いたり、専門機関と連携しながら支援していくことを期待する。
(2) 食生活			
①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a	施設での食事が、子ども一人ひとりの発達段階や健康状態に応じて、必要な栄養を摂取するとともに、楽しく食べながら食事のマナーを学んだり、好き嫌いをなくすための工夫がなされている。食事時間は学校や部活、塾の時間に柔軟に対することができ、温かいものを食べるための電子レンジ、IHヒーター等が準備されている。特にユニットでは、職員と一緒に調理することで、家庭的な雰囲気の中で楽しみながら食事を摂ることができている。毎月、子どもの代表が参加する給食委員会や嗜好調査をメニューに反映させ、季節の食材や、子どもたちが食べたことがないような料理は職員が工夫して、経験できるように努力している。

(3) 衣生活		
①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a 衣類は基本的に子どもの好みに合わせて購入している。中学生や高校生は自分で買い物に行き、好みのものを購入するが、小学生や助言が必要な場合は一緒に買い物に行く場合もある。洗濯や衣類の管理は可能な限り子ども自身で行うようにしているが、アイロンかけや補修、季節の衣替えなどは職員が子どもと一緒にいき、生活の基本的な技術として身につけさせている。
(4) 住生活		
①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a 清掃は子どもと職員とで分担して行き、常に清潔で整理整頓された状態が保たれている。施設設備の安全を保つため、月に1回、定期点検と記録を行い、不備な箇所はすぐに修繕している。定期点検以外でも破損が見つかった場合は、迅速に対応している。居室スペースには自分の好きなものを置いたり、自分の好みに合わせて自由に模様替えをすることが可能である。また、できるだけ家庭に近い施設となるよう、壁に絵画を飾り、心の安定を図っている。
(5) 健康と安全		
①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a 約半数の子どもが心身の健康において、何らかの配慮が必要である。毎月1回身体測定、年に2回は、委託した医療機関の医師による健康診断を実施し、発育発達や健康の状態を把握している。治療が必要な場合、受診する医療機関は普段から情報共有等を行い、受診には職員が同行、服薬や定期受診の管理を行っている。夜間対応が可能な医療機関とも連携している。治療が必要な場合の服薬管理は必ず職員が行い、薬チェック表に記録、押印している。食物アレルギーがある場合は除去食にも対応し、自立支援計画及び衛生日誌に記載し誤りがないよう、注意を払っている。また、緊急時に職員が一次救命処置ができるよう、研修会を年に1度開催し、AEDの扱い方も体験している。
(6) 性に関する教育		
①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b 幼児期から発達段階に合わせてプライベートスペースや性の違いについて配慮している。異性と付き合ったり、テレビの出産シーンの視聴などにより、子どもは性への興味を持っており、職員に対して質問があった場合には、誠実に答えるようにしている。初経を迎えた子どもにはアップルノートを渡して助言を行ったり、必要に応じて指導したりしている。今後、医師や助産師、保健師等と連携しながら、性に関する発達段階別の支援カリキュラムを整え、社会に出た際に適切な判断と行動がとれるよう、知識やスキルを養うことが重要である。
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b 当施設入所児童によっては、成育歴や発達障害等の影響により、暴力や不適応行動がみられる場合があり、その際には、むやみに叱ることなく、必要に応じてクールダウン室を活用したり、静かに諭すなど、本人の気持ちを落ち着かせることで、周囲の子どもを安全を図るよう、一貫した対応に努めている。ケース会や研修の機会に適切な援助技術の習得に努めるとともに、暴力を受けた職員への配慮を行っている。問題となる行動は許容せず、その背景にある訴えを受容する姿勢を職員間で共有し、根気強く、繰り返し、対応することが望まれる。
②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b 子ども間の暴力やいじめを発見した場合は、その都度絶対にしてはいけないと毅然とした態度で指導している。また、暴力やいじめ、差別を未然に防ぐために、職員配置を調整している。特に入所後間もない子どもや、途中で必要になった場合は、児童相談所と連携しながら心理面接を行うなどの配慮を行っている。今後児童相談所や他の関連機関ともさらに積極的に連携を深め、子どもが日頃から他人への思いやりの気持ちを表現できるような取り組みを期待する。

(8) 心理的ケア			
①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。	b	心理的ケアを必要とする子どものために心理療法担当職員を配置した上で、「心理療法方針」を策定し、プログラムにそったケアを実施している。心理的ケアの実施に関しては、心理担当職員が心理学の専門家からのスーパービジョンを受け、適切なケアの実施と遊戯療法やカウンセリングなどの環境整備に取り組んでいる。子どもへの援助の他、家庭や保護者が課題を抱えている場合には、保護者への心理的支援と連携が望まれる。
(9) 学習・進学支援、進路支援等			
①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a	大舎内に学習スペースを設けたり、食堂の一角を宿題スペースに仕切ったりすることで、学習習慣をつけるための環境を整備している。高学齢児は全員個人の学習机を所有しているが低学齢児や、学習支援が必要な子どもには必要に言応じて職員と一緒に学習したり、小学生にはドリルなどの反復学習を進めたりしている。また学力保障のために学習ボランティアを受け入れたり、中学生は学習塾を利用したりしている。学校の教員とは年度初めなどに会議を持ち、教育や生活指導方針を共有している。日常的な連絡は連絡帳を通じて行っている。特別な支援が必要な子どもは、本人、学校、保護者、指導相談所、医療機関と相談しながら、特別支援学級も含めた支援の検討を行っている。
②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b	小・中学卒業後の進路選択にあたり、一般の中学校や高等学校、中高一貫校、特別支援学校など、様々な進路があることを伝え、必要に応じて学習塾の教員との懇談にも同行し、子どもが最善の利益にかなった進路を自己決定できるように支援している。進学の際の経済的な問題に対しては、奨学金や貸付制度、授業料免除等の情報を一覧表にして提示し、子どもに適した助言を行っている。措置変更や延長、奨学金、アルバイトなどの工夫により高校や大学への進学が可能となったケースがあり、これらは職員の取り組みの成果といえる。今後は決定した進学や就職のために必要な免許、資格、スキルの獲得に向けて、関係機関との連携のもとでフォローアップ体制を整備することが望まれる。また、失敗や挫折時の対応について、物理的な支援、心理的な支援、環境調整等の仕組みを整えることも重要である。
③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b	職場実習や職場体験は学校の教育活動の一環として実施されている。それ以外に、アルバイトの機会は社会経験を積む機会ととらえ、自立支援計画に盛り込んだうえで、社会的な責任や自立について話し合いながら支援している。今後は、複雑な問題を抱えた子どもを理解し、特性をふまえた上で、インターンシップを引き受ける企業等を積極的に開拓し、子どもの自己肯定感を高めながら社会的な自立に向けて、社会経験の拡大に取り組まれるを期待する。
(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a	専任の家庭支援専門相談員(FSW)を配置し、家族との信頼関係づくりに積極的に取り組んでいる。FSWは子どもの入退所時や保護者からの相談があった場合、保護者と面談するとともに、ケース会議などにおいては情報を提供し、グループリーダーと連携しながら家族関係の調整を行っている。また、外泊時には保護者・子どもの双方から帰省中の様子を聞き、不適切なかかわりの有無を判断し、問題があった場合には、児童相談所と連携し子どもの安全確保に努めている。
(11) 親子関係の再構築支援			
①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a	児童相談所と連携しながら、専任の家庭支援専門相談員が親子関係の再構築に向けた支援方針を立て、その都度職員間で共有している。親子関係の再構築は入所前に子どもハウスへ出向いて面談する時点から開始しており、入所後の面会、外出、一時帰宅、家庭訪問などの機会を通して、関係修復に努めている。